

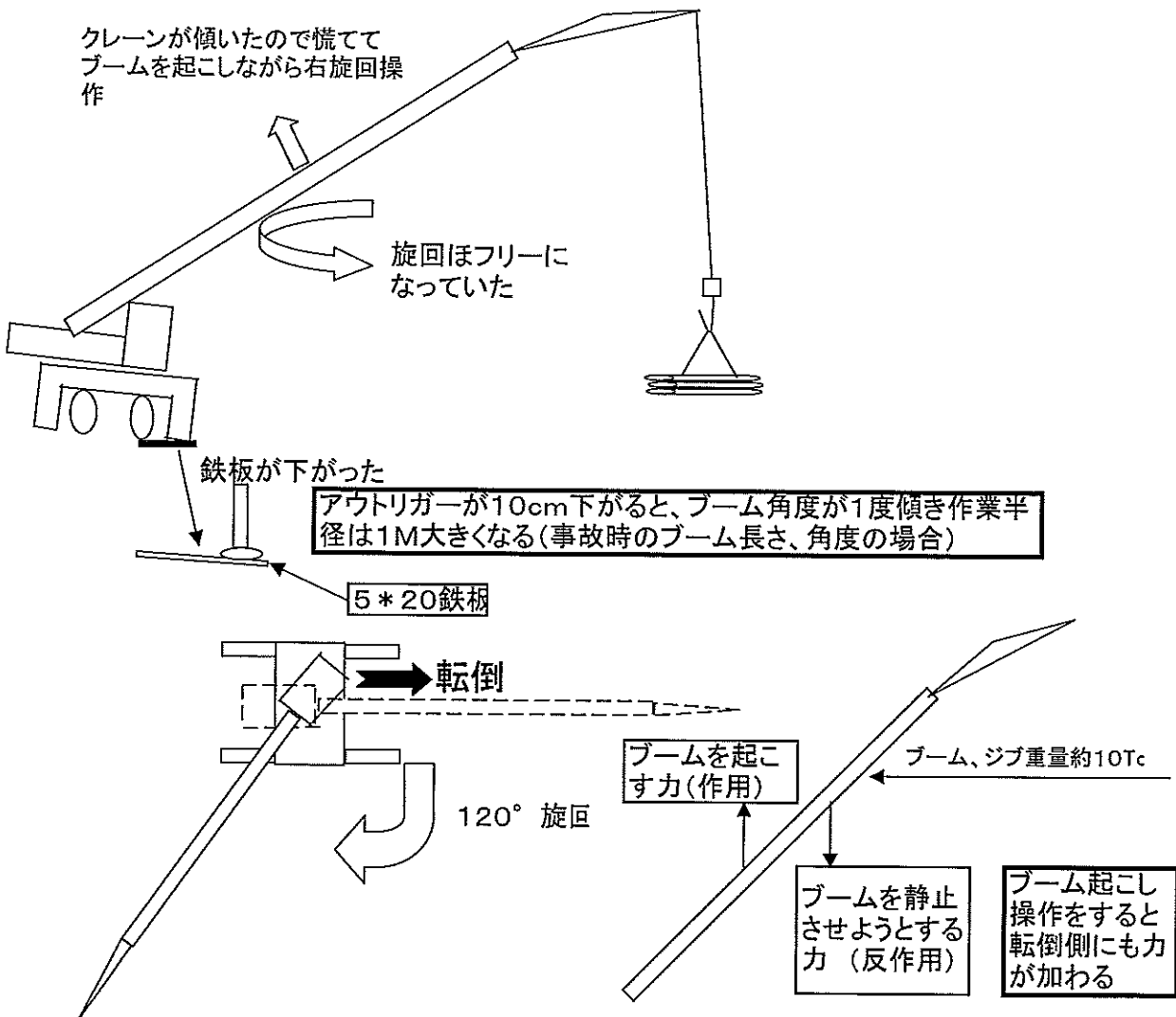
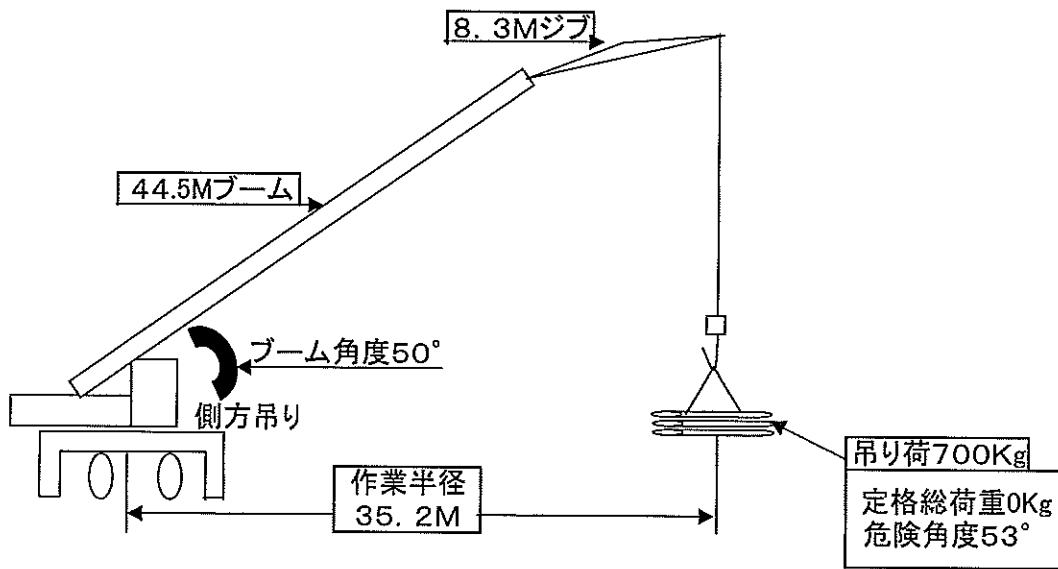
ヒヤリ・ハット報告書

車両		報告者		作成日	年	月	日
いつ		天気		どこで			
H/9年 月 日 時 分頃							
~をしている時				どうした			
高所作業車 リース返却後の点検の際				高所作業車点検を依頼した時、燃料を確認したところメーターは満タを示していた。その後運転席に移動し、返却状況を聞いていると燃料は補給はいふ事を知り、高所作業車もどり給油を指示されたので直ぐに確認できなかったため、自分が給油すると、エンジンを始動、走行した。点検依頼者はバケットの清掃中であつたので、足が滑り落ちた。			
状況及び内容(略図など記入)							
原因							
<ul style="list-style-type: none"> 作業車の周辺を良く確認しなかったため、バケット清掃中の作業者と気が付かないまま発進し給油の指示が実行された。 キーが運転席にあつたため、点検終了と思ひ込んでしまった。 							
対策							
車両の周辺を良く確認する 車両内にはいいか声をかきける 点検中は運転席にキーをおかず、点検者があつてはどうか							

事 故 事 例

報告者

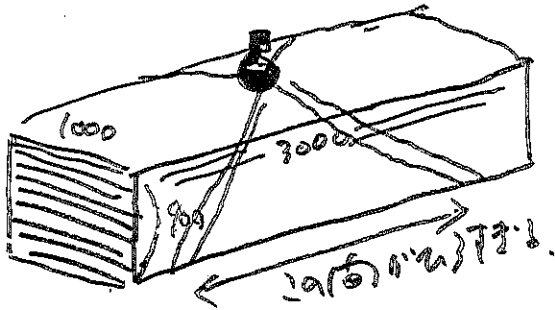
発生日時	H 19年 月 日	発生場所	
事故車両	65Tラフタークレーン		
破損箇所	ブーム、ジブ、アウトリガー他	破損状況	ブーム、ジブ屈曲他
事故状況	別紙の通り		
事故原因	<p>①定格総荷重を超えて作業をおこなっていた。 (1段ジブで吊り荷700kgの条件では32.3Mが最大作業半径)</p> <p>②アウトリガーを養生鉄板の中心より掘削側に設置した事により、鉄板が下がった。</p> <p>③鉄板が下がった事で機体が傾き、転倒を回避する為ブーム起こし操作を行なった時に転倒側の力が加わり機体のバランスが崩れた。</p>		
対 策	<p>①過負荷での作業はしない。吊り荷重量、作業半径によりの確なブーム、ジブ長さ、角度で作業を行う (2段ジブで吊り荷700Kgの条件では36.5Mが最大作業半径)</p> <p>②軟弱地盤や掘削した法肩等ではアウトリガーを養生鉄板の中心に設置する</p> <p>③ブーム危険角度が設定されている作業条件では、定格総荷重内でも機体は不安定な状態にあるのでクレーン操作は慎重に行なう。ブーム起こし操作は安全側の操作であるが転倒側の力が加わるのでバランスをくずさない様、急激な操作はしない。</p>		



事故報告

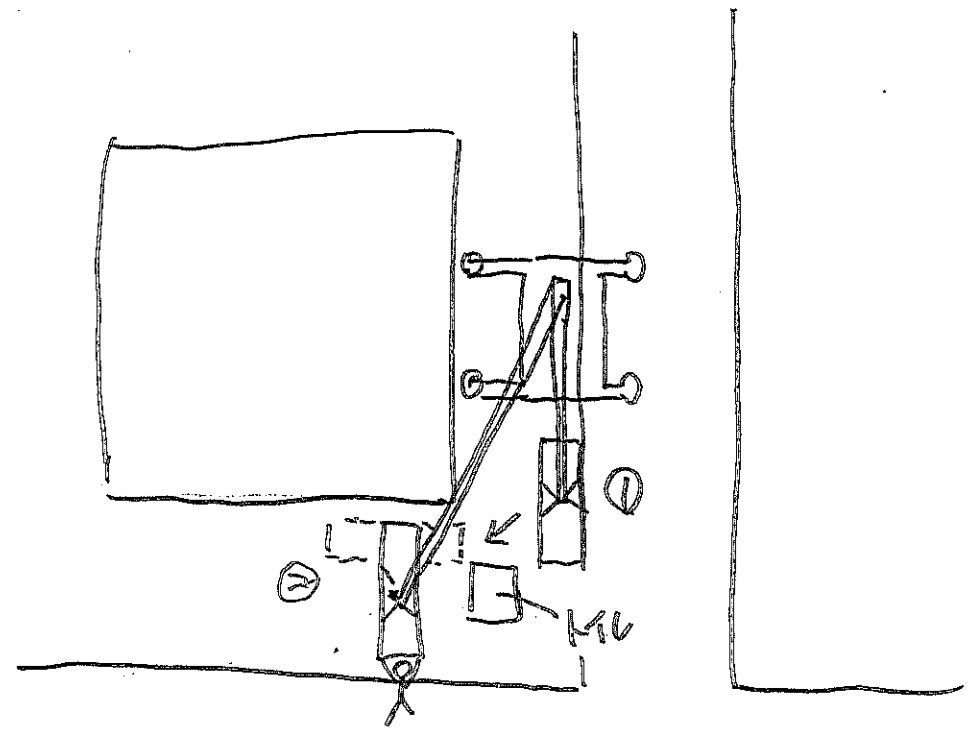
H19

木造建方時 パネル吊り作業中の吊り落下事故



木造パネルは700×700が2枚あり、①の位置から、②の位置へ移動中の事故。

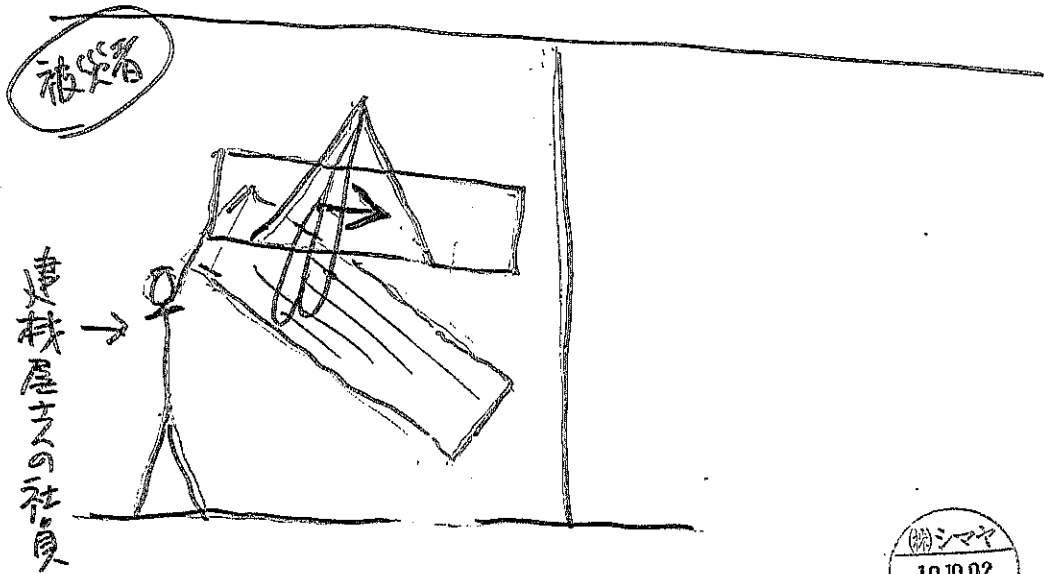
①から②へ移動の際、仮設トレがあり、トレの上をかわして巻上げ、その後吊り荷を下げ、吊り荷を90度回転させようとした際、吊り荷が落下した。



<原因> 玉掛不慮と見られる。

吊り角度が60°以上と大きかった。

そのため、吊り荷のバランスがとれずと傾いた様子が作業されていた。



※パネルが壊れた状況